

社会福祉法人成和会 役員等報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人成和会（以下「当法人」という）定款第23条および第9条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条

役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等（＜法人における常勤役員の定義＞の者）については、報酬を支給する。

(2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費等の実費が次の費用弁償額を

超

える場合は、出張旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条

常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額

(2) 通勤手当については、職員給与規定第13条の規定に準ずる額

(報酬等の支給方法)

第4条

常勤役員等に対する報酬等の支給時期については、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第4条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する費用弁償は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条

新たに常勤役員等に就任した者には、その日から別表2に基づき報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条

この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条

当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条

この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月3日より施行する。

別表1 (費用弁償)

(1) 理事会及び評議員会等に参加した場合の費用弁償

富田林市・河南町	3,000 円
その他	5,000 円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

富田林市・河南町	3,000 円
その他	5,000 円

別表2 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額 (月額)
-----	-----------

理事長	500,000 円
理事	0 円